

四万十市社会福祉協議会会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人四万十市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に規定する会員について定めるものとする。

(目 的)

第2条 四万十市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化をはかることを目的とする。

(会 員)

第3条 会員は、社会福祉に関心を有し、本会の目的に賛同して入会したものとし、次のように区分する。

- (1) 自治会会員（本会の活動に賛同する自治会）
- (2) 普通会員（本会の活動に賛同する個人）
- (3) 団体会員（企業、団体、施設、関係機関等）

2 会員となる場合は、入会申込書を本会に提出するものとする。ただし、自治会会員の場合は、入会申込書を省略することができる。

(会 費)

第4条 会員は、年会費として次のとおり納入するものとする。

- (1) 自治会会員 1口 1,000円
- (2) 普通会員 1口 500円
- (3) 団体会員 1口 5,000円

(会費納入)

第5条 会員は、会費を当該年度内に納入するものとする。

(退 会)

第6条 会員は、次により退会するものとする。

- (1) 死亡、転出、又は解散したとき
- (2) 退会の申し出があったとき

(雑 則)

第7条 この規程に定めのない事項について必要がある時は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。